

行政情報・市からのお知らせ

くらし

エネファームを設置する人へ エコ・エネルギーシステム設置費補助金

お住まいの住宅にエネファーム(家庭用燃料電池)を設置する場合は、補助が受けられます。

■対象 次の①～⑤のすべてにあてはまる人

- ①市内に住所を有する
- ②自ら居住する市内の住宅にエネファームを設置
- ③市税を滞納していない
- ④過去に本市からのエネファームに係る補助金の交付を受けていない
- ⑤一般社団法人燃料電池普及促進協会の補助金の交付を受け、平成30年1月1日から平成31年3月31日までに設置工事を終了

■補助金額 一律4万円

■申し込み 7月2日～平成31年3月29日に、必要書類を持参で下記へ ※郵送不可

※申請書は、昨年度までの様式と変わっています。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

芦屋市 エコ・エネルギー 検索



■問い合わせ 環境課 ☎38-2051

給付金が受給できます

無年金外国籍高齢者等福祉給付金

■対象 大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた市内在住者で、次の①～③のいずれかにあてはまる人

- ①昭和57年(1982年)1月1日現在、国内で外国人登録法による居住地登録をしていた
- ②昭和57年(1982年)1月1日以前に外国人登録法による居住地登録をし、昭和36年(1961年)4月1日以降に日本国籍を取得し、年金受給資格期間を制度上満たすことができない
- ③日本人で、長期間海外に在住し、昭和36年(1961年)4月1日以降に帰国し、年金受給資格期間を制度上満たすことができない

※次の人は対象外です。公的年金等(年額712,000円以上)の受給者/芦屋市重度障害者等特別給付金の受給者/生活保護の受給者/本人・配偶者・扶養義務者の所得が制限額を超える人

■支給月額 33,275円

■問い合わせ 市民課管理係 ☎38-2030

健康・福祉・子育て

保育所へ親子で遊びにきませんか

「体験保育」参加希望者募集

■日時 6月26日～28日

■場所 精道保育所・打出保育所・大東保育所・岩園保育所・緑保育所・新浜保育所

■対象 1～3歳児 ※保育所により異なります

■費用 1,000円

■申し込み 6月4日～8日(午前10時～午後4時)に希望の保育所(1カ所のみ)に電話。希望者多数の場合は抽選。参加者へは6月15日(金)に、通知書を送付。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

芦屋市 体験保育 検索



■問い合わせ 子育て推進課 ☎38-2128

生涯学習出前講座

問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091

市職員がみなさんのもとに伺い、暮らしに役立つ話や実技を説明します。

【行政】公共施設のマネジメント/芦屋市で働こう!/財政状況

【くらし・地域】マイナンバー制度/男女共同参画/★悪質商法、消費生活トラブルを防ぐために

【福祉・保険】国民健康保険/芦屋市地域福祉計画/★保健福祉センター見学/障がい福祉サービス/認知症サポーター養成講座

【健康・病院】★健康で楽しく過ごすために/★ラジオ体操の実技指導/医師による生活習慣病講座

【子ども・子育て】児童センター事業の概要/芦屋市の子育て支援事業/年齢別子育てポイント

【教育】特別支援教育/★情報モラル教育/★芦屋の歴史と文化財/青少年育成愛護活動

【交通・防災・救急】★交通安全/★防災・減災/住まいの耐震化/消防署見学

【環境・ごみ】芦屋市の環境/芦屋市のごみ処理

【緑化・まちづくり】芦屋市における無電柱化/公園の楽しみ方/住民のまちづくり(地区計画・まちづくり協定)/マンション長期修繕計画/芦屋市の水道

※記載のメニューは一部です。

※詳細は、市ホームページをご覧ください



芦屋市 出前講座

検索

■日時 12月25日～1月15日を除く

午前9時～午後9時の間(60～90分程度)

■対象 市内在住・在勤・在学者で構成する20人以上の団体やグループ※市内に会場が確保できること

■申し込み 講座開催予定日の1カ月前までに上記へ(★は、資料またはビデオ・DVDの貸し出し可)

■支給日 6月15日(2月～5月分)/10月15日(6月～9月分)/2月15日(10月～1月分)
※登録口座へ振り込みます。

児童手当を受給中の人へ

6月上旬に、「平成30年度現況届」を送付します。未提出の場合、平成30年6月分以降の手当を受給できませんので、必ずご提出ください。
※所得制限限度額以上の人も、必ずご提出ください。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

芦屋市 児童手当

検索



■問い合わせ 子育て推進課 ☎38-2117

CATV 芦屋市広報番組

あしやトライあんぐる 6月・前半

オープニング 岩ヶ平公園

トピックス ふれあいカフェ

特集 芦屋をまるごと楽しもう!
あしやを歩く本芦屋

お知らせ 第9回 芦屋文学サロン

エンディング Sound of ASHIYA「Gourmet」ver.

《放送時間15分》※DVDの貸し出し

①午前9時②正午③午後3時④午後6時⑤午後10時

■「あしやトライあんぐる」は、11ch(一部地域除く)

または市ホームページをご覧ください。

■番組に関する問い合わせ 広報国際交流課 ☎38-2006

■CATV全般に関する問い合わせ

J:COMカスタマーセンター(午前9時～午後6時)

☎0120-999-000(フリーコール)



中学生までの児童が対象です

児童手当の支給

■支給対象となる児童 0歳から中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日まで)の日本国内に居住している児童

※教育を目的とした海外留学の児童は対象となる場合があります。(国外留学3年以内等)

■受給資格者

- ①支給対象となる児童を養育している父母等
- ②支給対象となる児童が児童養護施設等に入所している場合は、施設設置者等
- ③監護・生計同一要件を満たす人が複数いる場合は、児童と同居している人(単身赴任等や特別な事情がある場合を除く)

※公務員(独立行政法人等は除く)の人は、勤務先へお問い合わせください。

■支給月額

年齢区分	所得制限限度額未満 児童手当(月額)	
3歳未満	15,000円	
3歳～ 小学生	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	

※所得制限限度額以上の特例給付(月額)は、年齢に関わらず児童1人につき5,000円です。

※3歳の誕生日を迎えた翌月から第1子および第2子の手当額は月額10,000円になります。

■平成30年度の児童手当所得制限限度額
(平成29年中の所得で判定)

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円